

法人設立手続の オンライン・ワンストップ化に向けて

平成29年 9 月
内閣官房
日本経済再生総合事務局

1. 経緯

2. 背景

3. 論点

世界銀行“Doing Business”とは何か？

- 「日本再興戦略 -Japan is Back-」(2013年)以降、成長戦略のKPI「2020年までに世界銀行のビジネス環境ランキングにおいて、先進国(OECD加盟35か国)で3位以内を目指す」としている。
- 同ランキング(“Doing Business”)は、世界銀行が毎年発表する、世界190ヶ国を対象とし、事業活動規制に係る10分野を選定し、順位付けしたもの。
- 各分野において、スタンダードケースシナリオ(国内の中小企業が、国内最大の経済規模を持つ都市において、事業活動を行う場合を想定)を設定し、所要日数、必要コスト等の各項目を横並びで比較。

分野	測定される項目の例
法人設立	手続数、時間、コスト、最低資本金
建設許可	手続数、時間、コスト、安全基準
電力事情	手続数、時間、コスト、電力事情
不動産登記	手続数、時間、コスト、登記行政の質
信用供与	権利の強さ、信用情報へのアクセスのし易さ
少数投資家保護	少数株主の権利
納税(社労)	申告・支払時間、税率、税目、還付手続
輸出入	時間、コスト、
契約執行	時間、コスト、司法手続の質
破綻処理	時間、コスト、破産処理の質

手続数、時間、コストを中心に評価

法人設立、建設許可、電力事情、
不動産登記、納税、輸出入

制度の内容(権利保護度合、透明性等)
を中心に評価

信用供与、少数投資家保護、契約執行、
破綻処理

分野別の評価順位

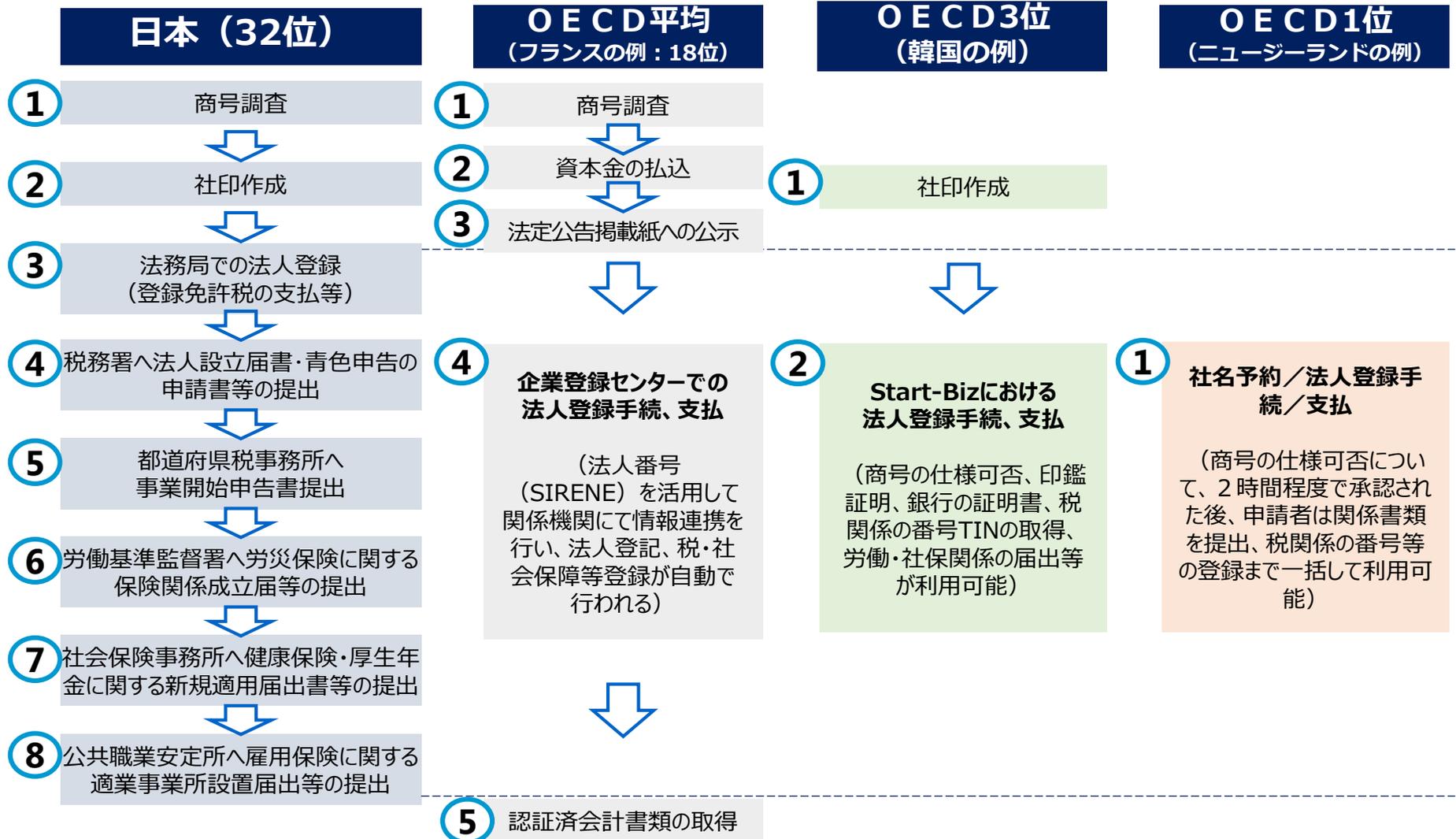
- 日本の順位は年々低下し、先進国35か国中、2013年の15位から2017年は26位。
- OECD35か国の中で電力事情と破綻処理を除いて、総じて低い評価。2017年は、特に法人設立や少数投資家保護等の分野での順位が低下。

我が国の項目別順位（2017年版：カッコ内は2016年版）

項目	OECD順位（35か国）	世界順位（190か国）
法人設立	31（28）	89（81）
建設許可	23（25）	60（58）
電力事情	9（7）	15（14）
不動産登記	25（24）	49（49）
信用供与	25（24）	82（78）
少数投資家保護	22（16）	53（51）
納税	29（32）	70（71）
輸出入	28（27）	49（49）
契約執行	23（23）	48（48）
破綻処理	2（2）	2（2）

世界銀行Doing Business「法人設立」分野における我が国とOECD上位3カ国との比較＜手続数＞

- OECD諸国と比べ、税・社会保障等の届出を別途行う必要があり、手続数が多い。



海外における先進事例（韓国）

- 韓国では、2011年にオンライン法人設立システム“Start-biz”を構築。
- 従来は、申請にあたって銀行や行政機関（市役所、登記所、税務署、保険機関、労働事務所）をそれぞれ直接訪問する必要があったが、“Start-biz”の導入により、労働事務所を除き、全てオンライン申請で完結するようになった。

- 電子政府法（2001年制定）において、
- 行政機関保有の行政情報は他の行政機関（※）と共有すること
 - 同様の情報を個別に収集してはならないこと とされた。

※省庁だけでなく、地方自治体、電力会社、銀行なども共同利用中。

2013年の実績

- ✓ 行政間で情報交換される情報 **114種類**
- ✓ 年間の書類削減 **2億件以上**

参考：“Start-biz”におけるオンライン法人設立のステップ

全てオンラインで完結

- ① 会社設立の基本情報の登録
- ② 資本金の残高証明書の申請
システムから銀行に対し、証明書の発行を依頼
- ③ 法人登録免許税申告/納付
- ④ 法人設立登記申請
①～④で作成した証明書類をまとめて申請
- ⑤ 国税庁への事業者登録申請
⑤が承認されると、自動的に申請を送信
- ⑥ 社会保険手続き
⑥が承認されると、自動的に厚生年金、健康保険、雇用保険、労災保険の届出情報が送信され、4大社会保険連携センターのページに移動し、届出を実施。



(参考) <https://www.startbiz.go.kr/>
EABuS提供資料

1. 経緯

2. 背景

3. 論点

契約や手続きのオンライン化に関する環境整備

- 契約や行政手続きをオンラインで行うための環境整備や利便性の向上がさらに進みつつある。

1. 電子契約

- ✓ 民事訴訟で文書に証拠力を持たせるには、「**真正な成立**」（本人の意思に基づき作成されたこと）の証明が必要。
- ✓ **電子署名法**（H13年施行）により、電子文書については、本人による**電子署名※が行われていれば真正に成立したものと推定**することになった。 ※一定の条件を満たす必要。本人が行った電子署名かどうかは電子証明書を用いて証明。

2. 行政手続等のオンライン化

- ✓ 電子政府・電子自治体を推進するため、**行政手続オンライン化関係3法**が公布された（H14年）。
 - **行政手続オンライン化法、整備法**（H15年施行）：法令上書面等によることとされている申請・届出等の行政手続をオンラインでも可能とすることとした。
 - **公的個人認証法**（H16年施行）：手続きのオンライン化に資するため、市町村の窓口で**個人認証サービス**を提供できるようにした（電子証明書を発行）。
- ✓ 法令による民間の書面保存義務付について、負担軽減のため電子保存を認める、**e-文書法**が施行された（H17年）
- ✓ **行政手続等のオンライン化原則等**を規定した**官民データ活用推進基本法**が施行された（H28年12月）。
 - **行政手続等の棚卸し**を実施し、その結果を踏まえオンライン化原則に向けた業務の見直し(BPR)やシステム改革を推進（「世界最先端IT国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画（H29年5月30日閣議決定）」）

3. 公的個人認証

- ✓ **マイナンバーカードの交付**を開始（H28年）し、搭載される**公的個人認証サービス（電子証明書）**をオンライン申請等の本人確認に利用できるようになった。以降、認証機能の利便性向上の取組が進められている。
 - H28年秋～ **マイナンバーカードの読取りに対応したスマートフォン機種数を拡大中**
 - **スマートフォンSIM等への電子証明書の搭載**について、H31年中の実用化に向け検討中

4. 電子委任状

- ✓ H29年6月 **電子委任状法**を公布。
 - 法人の代表者等が、使用人等に代理権を与えた旨を表示する「**電子委任状**」に係る制度を今後具体化

民間における電子契約の広がり

- 民間における契約についても、①契約締結の迅速化、②コスト削減、③管理機能の強化といったメリットから、電子契約が広がりつつある。

電子契約のメリット

- **契約締結の迅速化**…印刷から製本・送付・回収までの作業が不要。郵送トラブルも回避。
- **コスト削減** …印紙税、印刷・製本等の事務費、保管コストを削減。
- **管理機能の強化**…契約書面の整理・保管などをより効率化（クラウド上で一元管理 等）。

電子契約の利用数は拡大中

例：弁護士ドットコム株式会社 2015年より、契約締結から契約書管理を担うクラウドサービス「クラウドサイン」を提供。

✓ 累計契約締結件数 **80,000件** 導入企業数 **10,000社**

(参考) 弁護士ドットコムプレスリリース

<電子契約の導入事例>

関電プラント (サービス提供：セイコーソリューションズ)
関西電力グループ内の工事発注の注文書・注文請書を電子化。

- **年間数万件の工事発注処理を自動化**。これに伴う注文書封入・郵送コストを削減。

(参考) セイコーソリューションズ資料

ファミリーマート (サービス提供：新日鉄住金ソリューションズ)
全国で年1,000店規模の積極出店にあたり、工事請負契約に関する業務効率向上等のため、電子契約を導入。

- 2015年11月時点では、ファミリーマートが継続的に直接発注する**取引先約250社が電子契約へ移行**。
- 契約書類作成などの**期間を3分の1に短縮**。

(参考) 新日鉄住金ソリューションズ資料

民間事業者による動き

- 行政手続きについても、民間事業者により政府システムAPIと連携したITサービスが提供。
- さらに、法人設立関連についても、一連の手続きに沿って必要な書類の作成支援サービスが提供されている。

<サービス事例>

free (株)

API連携

e-Gov API に対応した「クラウド給与計算ソフトfree」により、労働保険の更新作業は、申請・支払いも全て同ソフト上で完了。

設立支援

「会社設立free」サービスを無料で提供。画面ガイドに従って入力すれば必要な書類の作成が完了



弥生 (株)

設立支援

「弥生のかんたん会社設立」サービスを無料で提供。会社設立に必要な手続きがわかるとともに、案内に沿って必要情報の入力を進めるだけで、定款など、株式会社設立に必要な書類を自動生成。

弥生のかんたん
会社設立



(株) 三菱電機ビジネスシステム

API連携

e-Gov API に対応した社会保険労務システム「ARDIO」により、各種届について、申請データの作成から、申請・状況照会・公文書取得・送信まで、全ての処理が可能。



(株) マネーフォワード

API連携

クラウド型給与計算ソフト「MFクラウド給与」により勤怠管理から給与振込までWeb上でシームレスに実施可。今後、e-gov APIとの連携で、社会保険手続き等の行政手続もシームレスに実施できる機能を提供予定。



デジタル・ガバメントの実現に向けて

- このような中、「デジタル・ガバメント推進方針」（平成29年5月高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部・官民データ活用推進戦略会議決定）において、行政内部の業務プロセスの見直し（BPR）や、行政手続・民間取引IT化にあたっての3原則が掲げられた。

＜参考：一部抜粋＞

- 【方針1】デジタル技術を徹底活用した利用者中心の行政サービス改革
デジタル技術を徹底活用し、行政サービスそのものをデジタル前提で再設計することにより、利用者中心の行政サービス改革を推進する。（略）
また、サービス提供のフロント部分のみでなく、行政内部の業務プロセスを含めて一体的に見直す業務改革（BPR）を実施し続けることが必要となる。
- 【方針1-1】サービスデザイン思考に基づく業務改革（BPR）の推進
業務改革の実施にあたっては、業務の実態を事実に基づいて一つ一つ徹底的に把握し、課題の可視化と因果関係の整理を行った上で、必要な改善策を検討して実行する。この際、サービスのフロント部分だけでなく、バックオフィスの業務や、書面による提出、対面原則、押印等のデジタル化の障壁となっている制度や慣習にまで踏み込んだ改革を実施する。
- 行政手続・民間取引IT化にあたっての3原則
 1. デジタルファースト原則：手続の電子化の徹底を前提としつつ、さらにデジタル技術を徹底的に活用し、デジタル処理を前提としたサービス設計を行うことにより、原則として、個々の手続・サービスが一貫しデジタルで完結する。
 2. コネクテッド・ワンストップ原則：民間サービスを含め、複数の手続・サービスがどこからでも／1か所で実現する。
 3. ワンズオンリー原則：一度提出した情報は、二度提出することを不要とする。

行政内部の業務改革（BPR）に向けて

- あわせて、規制改革会議やIT総合戦略本部における議論では、デジタルファースト原則、ワンズオンリー原則に加えて、行政内部の業務改革（BPR）を実行することが掲げられている。

「行政手続部会取りまとめ ～行政手続コストの削減に向けて～」（平成29年3月規制改革推進会議行政手続部会とりまとめ）より

○行政手続簡素化の3原則

1. 行政手続の電子化の徹底（デジタルファースト原則）：電子化が必要である手続については、添付書類も含め、電子化の徹底を図る。
2. 同じ情報は一度だけの原則（ワンズオンリー原則）：事業者が提出した情報について、同じ内容の情報を再び求めない。
3. 書式・様式の統一：同じ目的又は同じ内容の申請・届出等は、可能な限り同じ様式で提出できるようにする。

「規制制度改革との連携による行政手続・民間取引IT化に向けたアクションプラン（「デジタルファースト・アクションプラン（仮称）」）中間整理」（平成29年3月IT総合戦略本部・規制制度改革ワーキングチームとりまとめ）より

○（3）行政手続・民間取引IT化の今後の方向（一部抜粋）

- デジタル化を推進するにあたっては、マイナンバー制度、法人番号等のIT基盤を徹底的に活用すること。
- また、単に紙から電子に置き換えるのではなく、デジタル社会の到来を前提に、ユーザー中心のサービスデザイン思考の観点から、そもそもの手続の見直しと行政内部の業務改革（BPR）を併せて行うこと。

本検討会における検討事項

- 「未来投資戦略2017」（平成29年6月閣議決定）において、法人設立に関し、全手続のオンライン・ワンストップで処理できるようにすることとされ、これに向けて、官民で検討を開始することとされた

<抜粋>

今後は、規制等の趣旨を十分に尊重しつつも、（略）、最新のIT技術と法人番号、マイナンバーなどの新たな制度を最大限活用しながらあらゆる手続を見直して、省庁横断的に利用者の利便性の向上に取り組むことが不可欠である。

具体的には、諸外国の状況も踏まえつつ、単に現行手続をオンライン手続に置き換えるのではなく、あらゆる領域において、同じ目的又は同じ内容の申請・届出等の書式・様式を共通化するとともに、政府内の情報共有により一度提出した情報は二度と求めないこと（ワンズオンリー）を横串原則とする見直しを実施する。

（中略）

法人設立に関し、利用者が全手続をオンライン・ワンストップで処理できるようにする。そのため、関係する全ての手続をオンラインで完結させるとともに、外部連携APIを活用した民間クラウドサービスの活用も視野に、定款認証の面前確認や印鑑届出、外部連携API等の在り方を含めて、制度面・技術面の総合的な観点から、今夏までに官民が一体となって本格的に検討を開始し、本年度中に結論を得る。

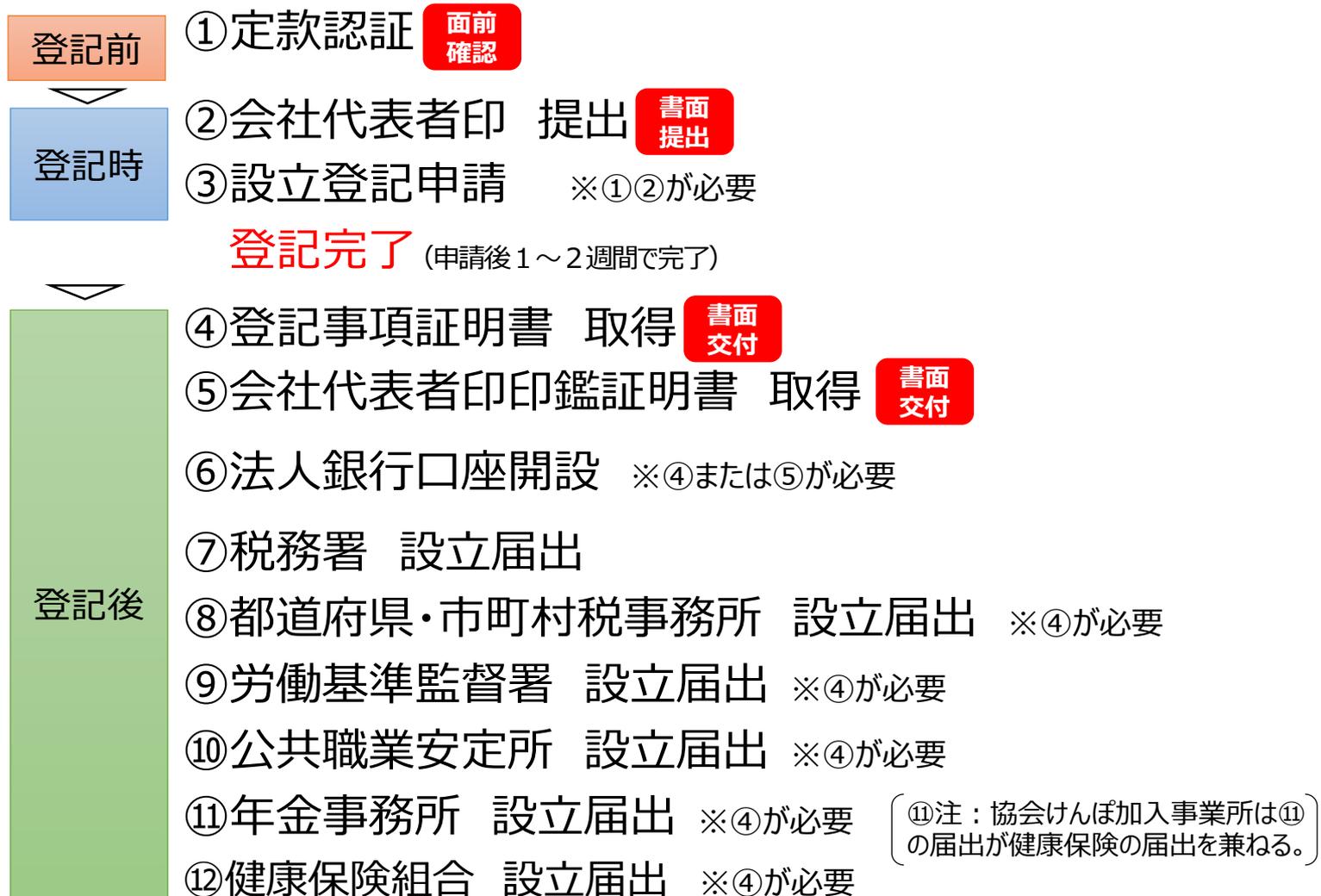
1. 経緯

2. 背景

3. 論点

我が国における現行の株式会社の設立手続き概要

- 面前、書面での手続きが残り、オンラインで手続きが完結できていない。また、プロセスが多数に分かれており、ワンストップで手続きが完結できていないのが現状。



利用者が全手続きをオンライン・ワンストップで処理できるようにする。

現行の手続き及び論点 – 登記前

① 定款認証

【現行手続き】

- 登記・供託オンライン申請システムを通じ、電子定款をオンライン申請する手法が用意されている。
 - ➡ ただし、定款の効力発生には公証人の認証が必要。電子定款であっても、認証を受けるには発起人が公証人役場に出向き、公証人の面前で確認を受ける必要。
- オンライン申請の場合、発起人またはその代理人が電子署名を付し、指定公証人に送信。
 - ➡ 利用者は、このために必要な機器・ソフトの購入（電子証明書を読み取るICカードリーダー、PDFファイルへの変換・読み取った電子署名の添付を行うことができるソフトウェアの準備）が求められる。



論点

- ◆ 電子定款の認証における**面前確認**
- ◆ **電子申請のやりやすさ**

現行の手続き及び論点 – 登記時

②会社代表者印 提出

【現行手続き】オンライン申請の対象外。印鑑届書（書面）を登記所の窓口^①に提出または送付。

③設立登記申請

【現行手続き】

- 登記・供託オンライン申請システムを通じて、オンライン申請する手法は用意されている。
 - ➡ 申請から登記完了までの必要日数例は約1-2週間。
- オンライン申請の場合、設立時代表取締役または代理人が申請書情報と、電磁的な添付書面情報に電子署名を付して送信。
 - ➡ 利用者は、このために必要な機器・ソフトの購入が求められる（再掲）。
 - ➡ 添付書面情報の作成者に対応し、添付書面情報ごとにその作成者が個別に電子署名を付与する必要。

【政府による取組み】

- 申請から原則3日以内に登記が完了できるよう、H33年度までに処理期間を短縮【法務省】
- 添付書面の提出について、オンライン申請の使い勝手の検証をH29年度中に実施【法務省】

論点

- ◆ 会社代表者の印鑑提出のあり方
- ◆ 添付書面のあり方（登記申請時の添付書面に付する電子署名の大きくり化等）
- ◆ 登記所における登記申請の処理時間
- ◆ 電子申請のやりやすさ

現行の手続き及び論点 – 登記後（1）

⑥法人銀行口座開設

【現行手続き】

- 金融機関により、下記の手法による法人の名称、本店の所在地等の確認が必要。
 - ➡ 商業登記電子証明書を提出する場合、登記事項証明書等の本人確認書類は不要。
 - ➡ 一方で、登記事項証明書等の本人確認書類をPDF等の電子データで提出する場合は、転送不要郵便による本人確認が必要。

⑦税務署／⑧都道府県・市町村税事務所 設立届出

【現行手続き】

- e-TaxおよびeLTAXを通じて、オンライン申請する手法は用意。この場合、設立届出に記載すべき情報と、電子化した添付書面に、法人代表者または代理人（税理士）が電子署名を付して送信。
 - ➡（公的個人認証等のICカードタイプの証明書を使用の場合）利用者は、このために必要な機器・ソフトの購入が求められる。
- 都道府県・市町村税事務所手続きにおいては、登記事項証明書の添付が求められる。

【政府による取組み】

- 税務署手続きにおける登記事項証明書の添付を省略（H29年4月実施済み）【国税庁】
- 法務省が平成32年度に構築することとなっている、行政機関に対する登記情報を提供する仕組みを活用することにより、都道府県・市町村税事務所手続における登記事項証明書の添付省略を図ることを検討【総務省】
- 法人設立又は納税地異動時に国税当局と地方団体それぞれに提出する各種届出書等についてデータの一括作成及び電子的提出の一元化を可能とする（H31年度実施に向けて検討）【国税庁・総務省】
- 法人番号の入力により法人名称等の情報を自動反映する機能を実装するなど、e-Tax利用による手続きを簡素化（H31年度実施に向けて検討）【国税庁】

現行の手続き及び論点 – 登記後（2）

⑨労働基準監督署、⑩公共職業安定所、⑪年金事務所、⑫健康保険組合 設立届出

【現行手続き】

- ⑨～⑪：e-Govを通じて、オンライン申請する手法は用意。この場合、設立届出に記載すべき情報と、電子化した添付書面に、事業主または代理人（社会保険労務士）が電子署名を付して送信。
 - ➡（公的個人認証等のICカードタイプの証明書を使用の場合）利用者は、このために必要な機器の購入が求められる。
- ⑫：オンライン申請に対応していない組合もある。また、オンライン申請が可能でも、e-Govの受理機関ではないため、e-Govを通じた申請ができない。
- それぞれの手続きにおいて、登記事項証明書の添付が求められる。

【政府による取組み】

- 登記事項証明書の添付省略に向け、H30年度から予定される登記情報システムの更改で、行政機関等に対してオンラインにより法人の登記情報を提供可能とする等の、行政機関間の情報連携のための仕組を構築（H32年度中の運用開始を予定）【法務省、厚労省】
- e-Govにおいて、共通する記載項目のある手続きを同時期に行う場合に、記載項目の重複入力を省略したうえでまとめて申請を行うことができるグループ申請の機能を整備（実施済み）。【厚労省】

論点

- ◆ 税・社会保険等の手続きの登記事項証明書の添付不要化
- ◆ 法人登記情報などのバックヤード連携のあり方
- ◆ グループ申請のあり方（登記・供託オンライン申請システム、e-Tax、eLTAX、e-Gov）
- ◆ 電子申請のやりやすさ
- ◆ 健保組合への申請対応

現行のシステム及び論点 – 手続関連システム

手続き関連システム

【現行システム】

- 手続関連システム（登記・供託オンライン申請システム、e-Tax、eLTAXおよびe-Gov）について、外部連携APIは公開されているものの、下記のような課題により、民間のシステム開発者の使い勝手に課題はあり。
 - ➡ 各システムにおいて、それぞれ異なるAPIが提供されている
 - ➡ APIテスト環境（場所・時間帯）が限定されているものがある
 - ➡ 申請に関するAPIは公開されていても、完了を通知するAPIは公開されていないものがある
- 各システムが独立して存在し、連携していない。

【政府による取組み】

- 民間ベンダーの開発環境の改善に向け、H29年度以降、民間ソフトベンダー各社のニーズ等を踏まえつつ、e-TaxとeLTAXの仕様の共通化を順次実施【国税庁・総務省】
- API利用者の使い勝手向上に向けて、政府がAPIを提供する際に共通化すべき事項を示したAPIガイドブックβ版をH29年8月に公表【IT室】
- 法人番号指定のため、法務省から国税庁に登記情報を提供【法務省、国税庁】
- 登記事項証明書¹の添付省略に向け、H30年度から予定される登記情報システムの更改で、行政機関等に対してオンラインにより法人の登記情報を提供可能とする等の、行政機関間の情報連携のための仕組を構築【法務省、厚労省】 ※再掲

論点

- ◆ 開発者フレンドリーな外部連携API・テスト環境の整備
- ◆ 各省庁システムの連携（バックボードの情報共有、グループ申請、処理結果の自動伝達など）

今後のスケジュール

- 規制改革会議行政手続部会、投資等ワーキンググループ等と連携しつつ、法人設立のオンライン・ワンストップ化に関する論点に関しては本検討会において中心的に検討を進める。
- 10月下旬を目途に、未来投資会議構造改革徹底推進会合において、本検討会における議論の進捗を報告する。進捗に応じて第4回以降において論点を深掘りし、年内にとりまとめる。

第1回（本日） —キックオフ

- 法人設立手続きの目指す姿の共有
- 手続き全体像の整理/各省の取組状況/論点の整理

第2回（9月下旬） —法人設立登記前および登記時時の手続き

- 定款認証手続き
- 法人設立登記の手続き
 - 印鑑届出のあり方、添付書面のあり方、登記所における登記申請の処理時間

第3回（10月上旬） —法人設立登記後の手続き及び手続き関連システム

- 税・社会保険等の手続における登記事項証明書の特付不要化、法人登記情報提供などのバックヤード連携のあり方
- グループ申請のあり方
- 健保組合への申請対応
- 電子申請のやりやすさ
- 開発者フレンドリーな外部連携 A P I ・テスト環境の整備、各省庁システムの連携